

令和5年第8回総会

# 山武市農業委員会会議録

令和5年8月4日 開会

令和5年8月4日 閉会

## 令和5年第8回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年8月4日（金）午後3時30分

場 所 山武市役所 大会議室

招 集 者 山武市農業委員会 会長 井 野 敬 一

議 事 議案

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- (3) 農業振興地域整備計画（令和5年度第1回目）の変更に伴う意見について
- (4) 令和5年度第5次農用地利用集積計画（案）の決定について
- (5) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
- (6) 青年等就農計画認定申請に関する意見について

出席委員（16名）

欠席委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（18名）

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

出席事務局職員（4名）

◎日程

- 日程第1 会期の決定について  
日程第2 議事録署名人の指名について  
日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について  
日程第6 議案第3号 農業振興地域整備計画（令和5年度第1回目）の変更に伴う意見について  
日程第7 議案第4号 令和5年度第5次農用地利用集積計画（案）の決定について  
日程第8 議案第5号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について  
日程第9 議案第6号 青年等就農計画認定申請に関する意見について

令和5年8月4日 山武市農業委員会 会長 井野 敬一

---

◎開会

議長

これから令和5年第8回山武市農業委員会総会の会議を始めます。  
ただいまの出席委員は16名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。  
欠席委員は、議席番号7番高野委員です。  
お諮りいたします。  
日程第1、会期の決定並びに日程第2、議事録署名人の指名について、議長において決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。会期は本日1日限りといたします。議事録署名人は、議席番号4番小川委員及び議席番号5番廣口委員を指名いたします。

---

◎報告

議長

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局に報告を求めます。

事務局

(事務局説明)

議長 事務局の報告が終わりました。

---

◎議案第1号

議長 議案の審議に入ります。  
日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
概要の説明を事務局に求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。  
申請番号ごとに、地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明を求めます。  
申請番号1及び2については、関連する案件であります。  
お諮りいたします。  
申請番号1及び2については、一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。  
申請番号1及び2は一括審議といたします。  
申請番号1及び2について、地区担当推進委員の小川委員に説明を求めます。

小川推進委員 それでは、議案第1号、申請番号1、2について説明させていただきます。  
こちらの申請は、それぞれ自分の圃場が隣にある農地を交換し合い、お互いの利便性を向上させようという申請です。現地を確認してまいりましたが、何ら問題はありませぬので、どうか御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。  
当該地域の農業委員、議席番号10番、高宮委員に補足説明を求めます。

高宮委員 議席番号10番、高宮です。  
小川推進委員の説明のとおりでございます。現地確認をしてみました  
りましたが、何ら問題ないと思われ  
ます。  
権利者については、農地法第3条第2項、各号に該当しないため、  
許可要件の全てを満たしております。  
よろしくお願  
いいたします。

議長 農業委員の補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ござ  
い  
ませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。  
採決いたします。議案第1号、申請番号1及び2について許可す  
ることに御異議ない方の挙手を求め  
ます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。  
申請番号3について、隣接地区推進委員の小川委員に説明を求め  
ます。

小川推進委員 引き続き、地区担当の小川です。  
申請番号3について説明いた  
します。  
こちらの申請は、贈与による所有権移  
転の申請です。  
譲渡人は遠方に住んでおり、管理が大変ということで、今回の申  
請になりました。  
地元としては、何ら問題がありませんので、御審議のほど、よろ  
しくお願  
い  
します。

議長 ただいま推進委員の説明が終わりました。  
当該地域の農業委員、議席番号10番、高宮委員に補足説明を求め  
ます。

高宮委員 議席10番、高宮です。  
小川推進委員の説明のとおりでございます。何ら問題ないと思わ  
れます。  
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、

許可要件の全てを満たしております。  
よろしくお願ひいたします。

**議長** 農業委員の補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長** 質疑を終了いたします。  
採決いたします。議案第1号の申請番号3について、許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。  
続きまして、申請番号4及び5については、関連する案件であります。  
お諮りいたします。申請番号4及び5について、一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

**議長** 御異議なしと認めます。  
申請番号4及び5は一括審議といたします。  
申請番号4及び5について、地区担当推進委員の山下委員に説明を求めます。

**山下推進委員** 地元推進委員の山下です。  
農地法第3条申請、申請番号4、5について説明します。  
譲受人、譲渡人は、親戚関係にあります。この畑を交換することにより、お互いの畑が自宅と接することになって利便性の向上につながります。  
地元としては、何も問題ないと思われまますので、よろしくお願ひします。

**議長** 推進委員の説明が終わりました。  
隣接地域の農業委員、議席番号4番小川委員に補足説明を求めます。

小川委員 4番、小川です。  
ただいま、山下推進委員の説明したとおりでございます。  
権利者については、農地法第3条2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 農業委員の補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。  
採決いたします。議案第1号の申請番号4及び5について、許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は、許可することに決定をいたしました。  
続きまして、申請番号6について、地区担当推進委員の十川委員に説明を求めます。

十川推進委員 地区担当推進委員の十川です。  
申請番号6について説明させていただきます。  
これは売買です。譲受人は、譲渡人のほうから、もともと借りていた畑なんですけど、それを売ってくれという相談をしていたんですけども、つい最近になってようやく売っていただけるということになりましたので、自分で買って、すぐ隣の畑なので、一緒にくっつけてこれから耕作するということになりました。  
何も問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。  
当該地域の農業委員、議席番号4番、小川委員に補足説明を求めます。

小川委員 4番、小川でございます。  
ただいま、十川推進委員の説明のとおりでございます。  
現地確認をしてみましたが、何ら問題がないものと思われま  
す。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**議長**

農業委員の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長**

質疑を終了いたします。

採決いたします。議案第1号の申請番号6について、許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、申請番号7及び8については、近接する案件であります。

お諮りいたします。申請番号7及び8については、一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

**議長**

御異議なしと認めます。申請番号7及び8は一括審議といたします。

申請番号7及び8について、地区担当推進委員の齋藤委員に説明を求めます。

**齋藤推進委員**

担当推進委員の齋藤です。

1号議案、7番について説明いたします。

贈与による所有権の移転です。譲渡人におかれましては、相続された土地ですが、遠方に住んでいるため管理ができないこともあり、管理を長らく譲受人にお願いしており、譲受人の土地も隣接地にあることから、今回の申請になりました。

管理もよくされており、問題ないかと思えます。

続いて、8番について説明いたします。

やはり贈与による所有権の移転です。相続したものの、管理が大変とのことで、譲受人に贈与するものであります。

7番と8番の譲受人は同じ人であり、7番と8番の申請地と譲受

人の土地が近接しており、今回の申請となりました。

8番の申請地もよく管理されており、地元としては問題ないかと思われま

す。よろしくお願ひします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

隣接地域の農業委員、議席番号13番、鈴木委員に補足説明を求め

鈴木委員

議席番号13番、鈴木と申します。

推進委員の齋藤さんの説明のとおりでございます。

権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしくお願ひします。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。

採決いたします。議案第1号、申請番号7及び8について、許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定をいたしました。

申請番号9について、地区担当推進委員の川村委員に説明を求め

川村推進委員

地区担当委員の川村です。

申請番号9について説明いたします。

所有権移転を伴う売買でございます。譲渡人は、独り暮らしのため、今後、先々土地が心配ということで、近所に住む譲受人に売買したいということでございます。

土地も譲受人の家に近く、耕作に非常に便利ということで、購入したいということであります。問題はないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

**議長** 推進委員の説明が終わりました。  
当該地域の農業委員、議席番号 12 番、今関委員に補足説明を求めます。

**今関委員** 議席番号 12 番、今関でございます。  
推進委員の川村さんの説明のとおりでございます、何も問題ないと思われますので、よろしくお願ひします。  
なお、権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
御審議のほど、よろしくお願ひします。

**議長** 農業委員の補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長** 質疑を終了いたします。  
採決いたします。議案第 1 号、申請番号 9 について許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。  
申請番号 10 について、地区担当推進委員の椎名委員に説明を求めます。

**椎名推進委員** 担当推進委員の椎名です。  
申請番号 10 番について御説明いたします。  
この申請は、売買による所有権の移転です。譲渡人におきましては、この畑を相続したわけですが、遠方により耕作することができないということで、隣接地の譲受人の方にお願ひし、今回の所有権移転ということになりましたので、よろしくお願ひいたします。

**議長** 推進委員の説明が終わりました。  
当該地域の農業委員、議席番号 17 番、齊藤委員に補足説明を求めます。

齊藤委員

17番、齊藤です。

今、担当の椎名推進委員さんの説明のとおりでございまして、地元としては、何ら問題がないかと思われま

す。権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

農業議員の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。

採決いたします。議案第1号の申請番号10について、許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第2号

議長

続きまして、日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。

議案第2号の申請番号1について、事務局の概要説明を求めます。

事務局

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

地区担当推進委員の布施委員に説明を求めます。

布施推進委員

地区担当推進委員の布施です。

申請番号1について説明させていただきます。

譲受人は、譲渡人の娘さんの夫で、譲渡人もだんだん年を取ってきたことから、将来的には一緒に住むことを考え、なるべく御両親の近くにといい、譲渡人が所有する土地の一部を転用し、家を建てるようになり、今回の申請に至りました。

先日、現地を確認してきましたが、周りを見ましても、今現在、

作付けされているような農地もなく、周囲への影響はないものと思われ、何ら問題はないものと思います。

議長 推進委員の説明が終わりました。  
続きまして、現地調査員の小川委員に報告を求めます。

小川委員 議席番号16番、小川です。  
先日、現地確認してまいりました。  
議案第2号番号1についてですが、内容は先ほど推進委員が説明したとおりです。  
本件は、第2種農地への専用住宅の建築であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において、問題ないと思われま  
すが、したがって、許可相当と思われま  
す。  
以上です。

議長 現地調査員の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。  
採決いたします。本件について、許可相当として意見を付すこと  
に御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定を  
いたしました。

---

### ◎議案第3号

議長 続きまして、日程第6、議案第3号、農業振興地域整備計画（令  
和5年度第1回目）の変更に伴う意見についてを議題といたします。  
重要変更の案件番号1を審議いたします。  
事務局に概要説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

- 議長 事務局の概要説明が終わりました。  
地区担当推進委員の布施委員に説明を求めます。
- 布施推進委員 地区担当推進委員の布施です。  
案件1について説明させていただきます。  
先日、現地確認してまいりました。申請地は、申請者の親の土地で、いろいろな場所を検討した結果、実家からそれほど離れていない土地を選んだとのことです。将来的には、次男ですが、親の営農を手伝いながら引き継いでいく予定とのことです。  
立地的にも平坦で、周辺農地への影響も少なそうですので、地元としては何ら問題はないものと思われまます。  
以上です。よろしくお願ひします。
- 議長 地区担当推進委員の説明が終わりました。  
現地調査員の小川委員に報告を求めます。
- 小川委員 議席番号16番の小川です。  
先日、現地を確認してきました。  
議案第3号番号1についてですが、内容は先ほど推進委員が説明したとおりです。  
代替性の検討、信用、資力、周辺の農地への影響等において、問題ないと思われまます。  
したがって、農業振興地域整備計画変更の農地法第5条第2項各号に該当しないため、転用の許可を見込めると思われまます。  
以上です。
- 議長 現地調査員の報告は終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。
- (質疑なし)
- 議長 質疑を終了いたします。  
採決いたします。本件について、許可見込みありとして意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。
- (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。本件は許可見込みありとして意見を付することに

決定いたしました。

重要変更の案件番号2を審議いたします。

事務局に概要の説明を求めます。

事務局

(事務局説明)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

地区担当推進委員の山下委員に説明を求めます。

山下推進委員

地元推進委員の山下です。

重要変更番号2について説明します。

先日、現地確認してまいりました。申請地は、現在、登記地目が山林になっており、また、県道と接しております。すぐ隣に団地がある場所です。現在の所有者は義理の母であるため、いろいろと検討した結果、この土地での計画となったそうです。

周辺農地への影響もそれほどない場所なので、地元としては何ら問題ないと思われま

す。

議長

地区担当推進委員の説明が終わりました。

現地調査員の鈴木委員に報告を求めます。

鈴木委員

議席番号13番、鈴木と申します。

現地確認してまいりました。

山下推進委員さんのおっしゃるとおり、説明のとおりでございます。

本件は、登記地目が山林であること及び現況が農地ではないことから、農地法の適用対象外と考えられます。

よろしく申し上げます。

議長

現地調査員の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。

採決いたします。本件について、登記及び現況とともに非農地で

あるため、農地法の適用対象外として意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件は農地法適用対象外として意見を付すことに決定をいたしました。  
重要変更の案件番号3を審議いたします。  
事務局に概要説明を求めます。

**事務局** (事務局説明)

**議長** 事務局の概要説明が終わりました。  
地区担当推進委員の布施委員に説明を求めます。

**布施推進委員** 地区担当推進委員の布施です。  
番号3について説明させていただきます。  
この申請は、数年前にも提出された申請であり、当時、土地改良事業完了後経過年数の要件を満たせず、結果的には、不承認となっていました。  
先日、現地を確認してきましたが、当該地は既存の太陽光発電設備や工場、あとは耕作されていない管理だけされている農地に囲まれており、立地的には非常に条件が悪く、借手も見つからない状況とのことです。土地所有者も、勤め人のため、これからの管理が難しいということで今回の申請になったそうです。  
既存の耕作されている農地とは、線路や建物などで隔たれているため、農地集積やほかの農地への影響がないと思われま

**議長** 地区担当推進委員の説明が終わりました。  
現地調査員の小川委員に報告を求めます。

**小川委員** 議席番号16番、小川です。  
先日、現地を確認してきました。  
議案第3号番号3についてですが、内容は先ほど推進委員が説明したとおりです。  
代替地の検討、信用、資力、周辺農地との影響等において、問題ないと思われま

したがって、農業振興地域整備計画変更の農地法第5条第2項各号に該当しないため、転用の許可を見込めると思われます。

以上です。

**議長** 現地調査員の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長** 質疑を終了いたします。  
採決いたします。本件について、許可見込みありとして意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件は許可見込みありとして意見を付すことに決定いたしました。  
続きまして、重要変更案件番号4を審議いたします。  
事務局の概要説明を求めます。

**事務局** (事務局説明)

**議長** 事務局の概要説明が終わりました。  
地区担当推進委員の鈴木委員に説明を求めます。

**鈴木推進委員** 推進委員の鈴木です。  
先日、現地確認をしてまいりました。  
農振当該地域の、資料57ページで言うナンバー1は、事業地のすぐ隣で施設を拡張するという事で申請に至っております。

既に所有者から個人で土地を借りておりまして、農地として、現在いろんなものを多品目で作っていて、ちゃんと管理されております。

立地的には道路と水路で囲まれておりますので、周辺農地への影響も最小限に抑えられるようでございます。

また、そのほかの土地ですが、ナンバー2から10、隣の58、59ページにありますとおり登記地目はすでに雑種地であることで、現在、農地でないことと、事業に関して使用している状況ですので、私からは特に申し上げるところはないと思います。

議長 地区担当推進委員の説明が終わりました。  
現地調査委員の鈴木委員に報告を求めます。

鈴木委員 議席番号13番、鈴木と申します。  
鈴木推進委員の説明のとおりでございます。  
申請地は、事業地の隣接地であり、施設の拡張が可能ですので、  
許可見込みがあると思われます。  
また、そのほかの土地ナンバー2から10については、登記地目が  
雑種地であり、現況が農地ではないことから、農地法の適用対象外  
と考えられます。  
よろしくお願いたします。

議長 現地調査員の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。  
採決いたします。本件については、ナンバー1が農地であり、そ  
の他については登記、現況ともに非農地であることから、ナンバー  
1については許可見込みあり、ナンバー2から10については農地法  
適用対象外として意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件はナンバー1については許可見込みあり、ナ  
ンバー2からナンバー10については農地法の適用外として意見を付  
すことに決定をいたしました。  
重要変更の案件番号5を審議いたします。  
事務局に概要の説明を求めます。

事務局 重要変更案件番号5について説明します。  
資料は69ページからを御覧ください。  
本件土地は、山武市島の田畑等124筆、合計4万4,811.39㎡で、島  
地区圃場整備予定地区の中に点在する農地です。  
以上です。

- 議長 事務局の概要説明が終わりました。  
地区担当推進委員の齋藤委員に説明を求めます。
- 齋藤推進委員 担当推進委員の齋藤です。  
番号5について説明いたします。  
この申請は、農振農用地区域に編入するという計画、島地区で県営圃場整備事業を実施するために必要な計画になります。当然、圃場整備後も農地として使用されていく予定ですので、地元としても何ら問題ないと思います。  
よろしく申し上げます。
- 議長 地区担当推進委員の説明が終わりました。  
現地調査員の鈴木委員に報告を求めます。
- 鈴木委員 議席番号13番、鈴木と申します。  
推進委員さんの齋藤さんの説明のとおりでございます。農業振興整備地域計画変更後も農地として使用される予定ですので、特に問題はないと思われまます。  
特段、意見はありません。  
よろしく申し上げます。
- 議長 現地調査員の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。
- (質疑なし)
- 議長 質疑を終了いたします。  
採決いたします。本件は農振農用地区域への編入であることから、意見なしとして意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。
- (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。本件は意見なしとして意見を付すことに決定をいたしました。

---

◎議案第4号

- 議長 続きまして、日程第7、議案第4号、令和5年度第5次農用地利

用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。

お諮りいたします。この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

（異議なし）

議長 御異議なしと認めます。  
この議案は一括審議といたします。  
事務局に議案の説明を求めます。

事務局 （事務局説明）

議長 事務局の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長 質疑を終了いたします。  
採決いたします。議案第4号令和5年度第5次農用地利用集積等土地計画（案）の決定についてを原案のとおり承認することに御異議ない方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

◎議案第5号

議長 続きまして、日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。  
事務局に議案の説明を求めます。

事務局 （事務局説明）

議長 事務局の説明が終わりました。  
番号1について、地区担当推進委員の戸村委員に説明を求めます。

戸村推進委員 地区担当推進委員の戸村といたします。

この案件は、認定農家の更新でございます。

先日、圃場巡回のときにたまたま本人に会った中で、たしか、これもニュースには流れておりますけれども、今、酪農家の飼料関係が大分高騰していると。そういった中で、このまま買い付けていたらやめるしかない中で、自給自足、そういったことを考えながら、当事者も一生懸命やっておりますので、何ら問題ないと思いますので、更新のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長 推進委員の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。  
採決いたします。議案第5号の番号1について、原案のとおり承認することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第5号の番号1は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第6号

議長 続いて、日程第9、議案第6号、青年等就農計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。  
事務局に議案の説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の議案の説明が終わりました。  
地区担当推進委員の高橋委員に説明を求めます。

高橋推進委員 担当推進委員の高橋です。  
番号1について説明いたします。  
新規就農者でありまして、彼は家庭の事情で祖父母と小さいときから一緒に暮らしており、大学を卒業後、祖父母のネギ栽培を2年

9か月お手伝いしながら技術を身につけてやっておりました。  
今年の6月にJA山武郡市の中央支所管内のネギ部会に入部し、  
今、一生懸命頑張っております。  
何も問題ありませんので、ひとつよろしくお願いします。

議長 推進委員の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。  
採決いたします。議案第6号について、原案のとおり認定すべき  
ものとして意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり認定すべきものとして意見を  
付すことに決定いたしました。  
以上で、本日予定した議案の審議等は全て終了いたしました。

---

◎その他

議長 その他の件について、皆様から御意見等あればお願いいたします。  
よろしいですか。

---

◎閉 会

議長 御意見がないようですので、以上で本日の総会を閉会といたしま  
す。